

『問答集』に見られる租税滞納処分

——近世国家の法の運用——

大 平 祐 一

- 一 はじめに
- 二 年貢滞納と村の連帯責任
- 三 年貢滞納と財産没収
- 四 結びにかえて——年貢滞納処分の二つの方式——

一 はじめに

一 服藤弘司氏は、近世日本の『問答集』につき、次のように述べておられる。「江戸時代、大名、旗本をはじめ幕府の老中以下諸奉行、頭、支配などが、施政上のことにつき疑義が生じた場合、それぞれ当該事項を管掌する幕府の老中、寺社、町、勘定の三奉行および道中奉行、大目付、林大学頭、あるいはその属吏に対し問合せ(伺)を行い、問合せをうけた幕府諸役人はこれに挨拶を行った。この遣り取りを、当時問答、問合せなどと称し、この際問合せ人より発せられた問合せ(せ)書、伺書、および挨拶人より発せられた付札、下ケ札、手紙などの関係諸文書を綴輯したものを、問答集、問答書、問合せ挨拶留などと呼んだ¹⁾。要するに、大名、旗本、幕府役人たちが、幕府中央機関

(役人)に対して行った数々の問合せとその回答類を一書にまとめたもの、これが『問答集』にほかならなかった。『問答集』には、犯罪・刑罰に関する問題、民事訴訟に関する問題、財産法・身分法に関する問題、税に関する問題等、さまざまな法的問題についての問合せとそれへの幕府中央役人の回答が収録されている。『問答集』は、当時の法が実際にどのように運用されていたのかを知ることのできる好個の史料であるといってもよいであろう。

二 『問答集』は古くから法制史研究者の間で注目され、研究論文や研究書に引用されてきた。しかし、分量があまりにも多く、しかも、そのほとんどが刊行されていなかったため、その利用状況は極めて限られたものであった。このたび、石井良助、服藤弘司両氏の編集により全六冊の『問答集』の刊行が企画され、『三奉行問答』²⁾、『時宜指令・三奉行伺附札』³⁾、『諸例撰要・諸家秘聞集』⁴⁾、『三秘集・公裁集』⁵⁾、『三聴秘録』⁶⁾の五冊が既に刊行されている。これらにより、従来知られていなかったさまざまな問題についての問合せとそれに対する幕府中央役人の回答が知られるようになり、『問答集』の内容がかなり明らかになりつつある。

三 近年、伊藤孝夫氏は、論文「債権の実現と公権力——『年貢未進』・強制執行・租税滞納処分——」⁷⁾において、租税という公的負担と、その弁済のために負う私的債務の双方を視野に入れて、租税債権、私的債権の実現と公権力とのかわりを前近代から近代に至るまで壮大なスケールで論じられた。租税徴収法制の史的研究に貴重な一石を投じた研究といえよう。本稿では、既刊の『問答集』を主たる手がかりにして、伊藤氏が論じられた近世の租税滞納処分に関する当時の法の運用について若干触れてみたい。

二 年貢滞納と村の連帯責任

一 『地方凡例録』は、農民の年貢滞納(未進、不納)につき、「未進と云ハ、仮令八年貢米五俵納むべき百姓に

『問答集』に見られる租税滞納処分(大平)

て三俵を納め忒俵八残り、右皆済すべき期月を越たるを未進と云、五俵とも最初より残らず納めざるを不納と唱へ、不⁽⁸⁾の科重し」と述べている。『増補田園類説』も、年貢滞納につき、「未進と申は、年貢半分も納候て、又半分は不納候と申候、一向に納不申候を不納と申候」と述べている。これらによれば、年貢未進とは年貢の一部滞納、年貢不納とは年貢の全部滞納にほかならなかった。

二 近世日本においては、年貢が国家財政を支える基盤であったことから、幕府も藩も農民の年貢納入には強い関心を持っていた。年貢未進、年貢不納があった場合、当然、納入を強く督促するが、それでも滞納がある場合は、所⁽¹⁰⁾、村預・入牢⁽¹¹⁾、預・押込⁽¹²⁾、五十日手鎖⁽¹³⁾、牢舎⁽¹⁴⁾、手鎖・村預・入牢等の措置がとられていた。とくに、所払は、農民が自己の田畑から離れざるを得なくなるものであり、これに、後述のように、田畑の没収が付加されるとすると、本百姓としての生命を断たれることになり、農民にとっては極めて厳しい措置といえよう。上記『地方凡例録』にあるように、「不⁽⁸⁾の科重し」という認識を当局はしていたのかも知れない。⁽¹⁶⁾

三 農民の年貢について滞納が生じた場合、問題になるのは、その滞納部分の取扱いである。当該農民に所払、入牢、手鎖等を申し付けたので、滞納部分はもう納入しなくてもよいということであれば、ことは簡単である。しかし、年貢が国家財政の基礎をなすものであるゆえ、幕府も藩も、滞納部分の納入を免除することはなかった。当該農民が納入不可能であれば、その農民の所属する村に連帯して納入責任を負わせた。『地方凡例録』に、「当年の年貢を来年五月まで不納致せば、領主、地頭へ田畑を取上る法なり、尤も払には致さず、村中に預け惣作に申付(傍点大平。以下同様)、人夫八村役に出させ、種、肥養⁽¹⁷⁾の価は領主、地頭より差出し、年貢、作徳とものこらず取上、年を経たる上願出れば元地主へ取するなり」とあるのは、年貢不納者の田畑を取上げ、村惣作を申付けるという年貢納入に関する村の連帯責任を端的に示した記述といえよう。『増補田園類説』に、「今年之年貢、来年の五月迄に不納候得ば、田、

+
+

地取上、村総作に申付候」とあるのも、同旨の記述といえよう。⁽¹⁸⁾

年貢未進の場合も、幕府は田畑取上げ、村惣作を命じており、年貢納入に関する村の連帯責任がうかがわれる。『三聽秘録』七、寛政二二年閏四月一四日板倉内膳正家来より勘定奉行石川左近将監への問合わせ・回答に、次のようにある。

〔史料一〕

「

板倉内膳正領分

奥州信夫郡

福島脇浜村

本山修験

常乗院

右之もの儀、同村内二田畑所持罷在候処、年貢未進御座候二付、村役人共より追々催促仕候得共、不相済候由二而、去末十二月下旬、未進辻書付を以届出候間、尚又再心申談為相納候様利害申含候二付、数度及催促候得共相済不申候、迎も村役人共取計二者行届兼候由二而、当三月四日書付差出申候、右二付、同五日触頭御山新町普門寺迄、前書之趣を以上納之義申付候由二而、書付取差出候処、右日限二も相済し不申候二付、尚又右之趣及沙汰候二付、普門寺も精々利害申含取斗候得共相済兼候由二而、常乗院より之書付普門寺添書ヲ以申出候、右之通手を尽し取斗候得共、月延等申立相済不申、難延置儀二御座候得共、修験之儀二付、此上如何取斗可然義二候哉之旨、在所役人共より申越候二付、此段奉伺候、以上、

閏四月十四日

御書面、常乗院年貢未進之義、触頭よりも納方之儀申付候而も相納不申上者、御在所役所江常乗院呼出、右未進日延之上二も不相納段不ニ二付、其旨吟味詰之、口上書印形御取候上、所持之年貢地田畑御取上、村惣作二御申付、以来年貢爲納、作徳之内を以未進之分年々割合取立、済切候ハ、右田畑常乗院江返し、被遣候積り御取斗候方与存候、爲御見被成候書付ニ通返却いたし候、以上、
申聞四月¹⁹

これによれば、村内に田畑を所持する常乗院に年貢未進があつたため、数度に及び催促したが^ニがあかず、触頭に頼んで常乗院に年貢納入するよう申付けてもらったがそれでも^ニがあかなかつたため、どのように取計らうべきかその処置について板倉内膳正家来より伺い(問合わせ)がなされたのに対し、勘定奉行石川左近将監は、年貢未進者である修験乗常院の田畑を取上げ村惣作に申し付けるよう指示している。村惣作によつて毎年の年貢を納めるとともに、作徳(年貢を納めた残りの純益)から過年度の未進部分(滞納部分)を年々上納し、未進部分をすべて上納し切れれば、田畑を常乗院に返すよう取斗らうべし、というのが勘定奉行の指示であつた。²⁰ 右の勘定奉行の指示(回答)から理解されるように、村は連帯して当該田畑の耕作責任ならびに、過年度の滞納部分を含めた年貢納入責任を負つていたのである。年貢未進者が出た場合、「其未進を村方へ割付、相弁へ申候」と村に弁済責任を負わせ、「其持株田地は村方惣作に仕申候」と年貢未進者の田畑の村惣作を命ずる岡山藩の徴稅方針も、こうした村の連帯耕作責任、年貢連帯負担責任を端的に示すものといえよう。

四 近世日本においては、周知のように、領主は村内の農民一人一人に対し税を賦課するのではなく、村に対して税を賦課した。村は、中田薫氏のいわれるように、一つの「課税団体」²²を形作つていたのである。村では、賦課された年貢額を村内農民に割り当て、年貢収納時期に村が年貢を各農民から徴収するのである。したがって、村々では、農民個々人が直接領主に対し年貢を納入するのではなく、村に賦課された年貢額を、村として責任を持って徴収し、村として責任を持って領主に納入するのである。

こうした年貢納入に関する村の請負責任制は、「村請制」と呼ばれてきた。この「村請制」の原則からするならば、潰れ百姓の所持した田畑についても、当該田畑に割当てられた年貢を徴収し村としての責任を果すため、連帯して耕作責任、年貢負担責任を負うのである。²³ また、欠落人、出奔人(逃走者)の所持した田畑についても同様に、村は連帯して耕作責任、年貢負担責任を負うのである。『地理細論集』に、「逐電欠落百姓之田地は、取上げ候法にて候、扨田地には不致、村総作に申付置²⁴」とあることからそのことが知られよう。

五 伊藤孝夫氏によれば、こうした「村請制」による年貢負担の連帯責任制は近代になって否定され、個人の負担責任が明確化されていく。すなわち、明治五年(一八七二)九月二四日太政官布告第二八五号により、租税滞納には不納金に延滞利息を課し、それでも納付しない場合は身代限(強制執行)処分になることになった。これにより、公租負担の連帯責任が否定され、個人の租税滞納は個人財産に対する強制執行処分により対応するという個人の負担責任が明確化され、従来の「村請制」は実質的な機能を失っていくことになる。太政官布告第一八五号の発布は、「租税法制上の決定的な改革としての意義を有するもの」²⁶であり、近世的租税法制は近代的租税法制に大きく転換したといつてもいいすぎではない。年貢負担の連帯責任制から個人責任制へという流れが、日本における租税法制の大きな流れであつたのである。

三 年貢滞納と財産没収

一 以上が年貢負担に関する従来の理解であり、私もこのような理解は基本的に正しいと思っている。近世日本は、従来の見解が指摘されるように、「年貢負担の連帯責任制」がとられた時代であったのである。

しかし、『問答集』を見てみると、こうしたあり方とは一見して異なる法の運用が見られる。『三聴秘録』二、寛政九年十一月一四日松平丹波守家来より社奉行脇坂淡路守への問合わせ・回答に、次のようにある。

〔史料2〕

「一百姓年貢、小役金致不納候節、当人所払、不納之分量を積田畑欠所申付、右払代金を以為償、右二而不足候得者、家屋敷、家財等も取上、夫二而も不足候八、親類江弁納申付、親類も難差出訳有之款、又者親類無之者二候八、村弁納申付候筋二御座候哉、

書面、百姓共年貢不納いたし候八、早々可相納旨申付、実々相滞候八、所払御申付、不納之分量を積、田畑、家屋敷、家財欠所御申付、払代金を以不納之年貢、諸役償候方与存候、当人所払二相成候上（者）、縦令欠所払代金二而不納之年貢、諸役二引足不申候共、親類江濟方申付候者勿論、村弁納申付候筋二者有之間敷候」

これによれば、(1)百姓が年貢不納の場合、早々納めるよう申し付け、それでも納入が滞ったならば所払を申し付ける。(2)不納の分量を見積り、田畑・家屋敷・家財を欠所（没収）に申し付け、それらの財産を売り払った代金でもって、不納の年貢・諸役をつぐなわせる。(3)当人が所払になったからには、たとえ没収（欠所）財産の売却代金では不納の年貢諸役分には不足であるとしても、親類に弁済させたり村に弁納させたりすべきものではない、というのが寺

社奉行脇坂淡路守の回答（付札）であった。

この寺社奉行回答は、農民が年貢不納におちいった場合、農民に所払を申し付け、当該農民の個人財産を没収してその売却代金を年貢・諸役の不納分に充当するようにと指示している。しかも、それでなお不足があっても、その不足分の納入について親類や村に弁済責任を負わせることを強く否定している。既述したところから理解されるように、近世日本においては、年貢滞納があった場合は、その農民の田畑を取上げて村中に預け、村惣作に申し付けることになっていった。村が連帯して耕作責任を負い、連帯して年貢負担責任を負っていたのである。『地方凡例録』によれば、犯罪を犯した場合の没収とは異なり、農民の年貢未進、不納の場合は田畑を没収し売払うことはしなかったのである。これが近世の一般的租税法であったと思われるが、〔史料2〕の寺社奉行回答はこれとは明らかに異なる。租税滞納分については個人財産の処分により補填し、親類、村に弁済・弁納を命じないという点は、上述した明治五年（一八七二）の太政官布告第二八五号を想起させるものがある。

二 もっとも、近世においても、農民に年貢滞納がある場合、ただちにその田畑を村中に預け村惣作に申し付けるという村の連帯した耕作責任と連帯した年貢上納責任が追求されたわけではなかった。ときには年貢不納者の田畑を質に入れ、その質入代金により当該農民の年貢を納入させるといふことも行われた。『三奉行問答』巻之廿九、天保三年八月御使番木原兵三郎より町奉行への問合わせ・回答に次のようにある。

〔史料3〕

「 御使番木原三郎殿より

知行所相州鎌倉郡大船村百姓文右衛門、年貢不納、其後出奔、其跡取斗方之儀、

「付札」

『問答集』に見られる租税滞納処分（大平）

御書面、文右衛門不ニ有之、永尋御申付置候もの二候上考、跡田畑、家屋敷、家財等迄、欠所同様之御取斗二相成候者如何にて、右者年貢不納之分者親類共江御申付、文右衛門所持之田畑質入等いたし、夫二而も不足二候八、親類共より、何様二もいたし可相納筋二付、其旨御申渡御取立、其外之諸借財者、證人等も可有之儀二付、右之者共二而、文右衛門行衛見当候迄者、濟方手段可取斗義二而、家内共之儀者、親類内引取扶助いたし候共、又者是迄之宅二而罷在而稼方いたし候共、いつれ二も、道路二不迷候様御取斗可然筋与奉存候、田畑売払之儀者、容易二可被御申付候筋二無之候⁽²⁹⁾

これによれば、「年貢不納」におちいり出奔した百姓文右衛門の田畑については親類に申し付けて質入等いたすようにというのが、町奉行の指示であった。御使番木原兵三郎は同年九月、再度町奉行へ問合わせを行っているが、それに対する町奉行の回答(付札)にも、「御年貢未進之儀、先達而も及御挨拶通、田畑等質入御申付候而も御取立有之⁽³⁰⁾」とあり、「年貢未進」があった場合にその者の田畑を質入れし、その代金を年貢に充当することを指示している。「年貢不納」、「年貢未進」の場合に個人財産を質入れし、その質入代金を年貢に充当するという個人責任の追求が行われていることが分かる。

しかし、「史料3」の町奉行回答は、個人の田畑質入れを指示しつつも、「夫二而も不足二候八、親類共より、何様二もいたし可相納筋二付、其旨御申渡御取立、……」と述べて、親類の連帯責任を強調している。個人財産を質入れし、その質入れ代金を年貢に充当してもなお不足するときは、親類が連帯責任を負って不足分を上納しなければならなかったのである。年貢納入責任が個人の責任に純化されているわけではなかった。

三 このように考えると、「史料2」の寺社奉行回答で示された、年貢不納の場合に田畑等を没収し、その売却代金を年貢に充当し、不足分が生じても親類や村に弁済責任を負わせないという方針は、近世においては異例の措置で

あったようにも思える。この異例とも思える寺社奉行回答はどのように理解したらよいのであろうか。この点について参考になるのが、幕末に代官手伝を勤めた宮内公美の発言である。彼は、旧幕府に奉職した人々を囲んでの座談会において、次のように述べている。

〔史料4〕

「問 もし百姓が年貢を納めなかった時は。

宮内 納めなければ闕所です。地面を取上げて売ってしまふのです。けれどもそういうものは決してありません。

(中略)

問 納めない奴があると、その親類へ説諭するとか、名主を説諭して納めさせるということがありましたか。

宮内 そういうことはございませぬ。親類または組合名主などが立替えて納めます。ですから五日七日の日延べを願うものはありません。旧幕時分には村毎に五人組というものがあって、五人の中に病人があり、または火災等にて手が廻らぬ時には、ほかの四人が手伝って、田植え麦蒔き等までいたすくらいでありましたから、まして不納等はござりませなんだ。

問 五人組というのは当今でも、辺鄙へ行くところあります。金の立替えなどは今ではいけませんねが、他の事は互いに助け合って行くようですよ。

宮内 三百代言などがどんな所へでも入り込み、古い証文など出させて、これなら勝になるなどと言つからモウ駄目です。

問 実に習慣ですなア。今でも地方の辺鄙な所へ至ると年貢の立替などはどうですか。これはいけませんまいが互に助力しておるようですよ。

問 そのいよいよ年貢が出せぬで、田地を闕所にして売ってしまうことになる、そうするとその年貢に相当のものだけ取って、残りは当人に返すというようなことはありませぬか。

宮内 地所を取上げるのですから、十円の処へ百円あっても、一切差引勘定はありませぬ。没収してしまうので「⁽³⁾すから」

この宮内公美の回顧談によれば、次のようなことが指摘できよう。(1)年貢を納めなければ欠所(没収)となる。すなわち、地面を取上げて売却する。(2)売却代金を年貢滞納分に充当するが、売却代金が年貢滞納額を上まわっても返金はしない。(3)年貢を納められない者がある場合、その者の親類や名主を説諭して納めさせることはしない。(4)年貢を納められない者があると、親類または組合名主が立替えて納める。(5)五人組の援助もある。(6)したがって年貢不納はない。

〔史料4〕の座談会での話しが年貢未進のことを述べているのか年貢不納のことを述べているのか必ずしも判然としないところがあるので、以下ではとりあえず年貢滞納と表現することにする。宮内の述べるところによれば、(a)年貢滞納の場合は闕所(欠所)となり、田畑は没収・売却され、その売却代金が年貢滞納分に充当される。しかも、親類・名主を説諭して納めさせることはしない。ここには、年貢滞納の場合にその本人の財産を処分して滞納分に充当し、親類・村に弁済責任を負わせないとする〔史料2〕の寺社奉行回答と類似の考え方が述べられている。しかし、他方では、(b)年貢滞納者があつた場合、「親類または組合名主などが立替えて納め」ることになっていた。ここには、近世の村に一般的に見られた年貢負担における連帯責任制がうかがわれる。

こうした一見すると相矛盾する(a)(b)の事がらが同一人物の口から述べられているところからすると、(a)(b)は矛盾しないのかも知れない。そう考えるのが自然であろう。そこで、もし(a)(b)を矛盾なく統一的に解釈しようとする、次

+

のような解釈も一つの解釈として成り立ち得よう。すなわち、(b)の親類・組合名主等による年貢の立替えという村内での救助行為がまず行われ、それに対応し切れない場合に(a)の財産没収、売却代金の年貢への充当が行われ、不足分があつても親類・村に弁済責任を負わせないという措置がとられたのではあるまいか、と。一般には、(b)の村内救助行為により年貢負担の連帯責任が果されると思われるので、宮内公美が述べるように、年貢滞納による闕所(欠所)というものは「決してありませぬ」ということになる。しかし、村内救助行為で対応し切れず年貢滞納が表面化した場合には、当局としては(a)の方針で対処し、田畑の没収・売却処分を断行したと考えることもできよう。

〔史料2〕の寺社奉行回答で示された、年貢不納の場合に田畑を没収しその売却代金を年貢に充当するという場合も、年貢が納められないということからただちに、田畑の没収が行われたと見るよりも、没収の前段階として、上記(b)のような村内救助行為が当然なされていたと見るのが自然な見方である。

四 結びにかえて——年貢滞納処分の二つの方式——

一 右のように考えることができるならば〔史料2〕の寺社奉行回答、ならびに幕末の代官手代の談話から、次のような幕府の年貢滞納処分方針が浮かびあがってこよう。

- ① 農民の年貢滞納状況が生じた場合、村内救助行為で対応する。
- ② 村内救助行為で対応できない場合に、農民の財産を没収しその売却代金を年貢に充当する。
- ③ その際、不足分が生じても親類・村に弁済責任を負わせない。

このような幕府の年貢滞納処分方式を、いま仮に、「個人財産充当方式」と呼ぶことにする。ここでは、近世において年貢滞納の場合に広く採用されていたと思われる「村惣作」について一切触れられていないのが特徴的である。

二 伊藤孝夫氏は、上掲論文において、「百姓の潰れは、年貢負担能力を喪失した農民に対する村内の年貢立替・救助機能がもはや限界に達したときに生ずるものであった。しかも年貢負担の連帯責任の帰結として、潰れ百姓の所持した田畑については再び村が連帯してその耕作責任を請け負うのである」と述べておられる。ここでは、村内救助行為で対応できなくなった場合に、農民の田畑を村が連帯して耕作責任を負うことが指摘されている。上述した『地方凡例録』、『増補田園類説』の記述や、『史料1』の勘定奉行回答からも理解されるように、年貢不納、年貢未進の場合、その農民の田畑は村惣作に付された。伊藤氏の指摘されるように、年貢負担の連帯責任の帰結として、村が連帯してこの年貢滞納農民の田畑の耕作を請け負ったのである。そして滞納分ならびに毎年の年貢について村が連帯して責任を負ったのである。ここに示された年貢滞納処分方式は次のようにまとめることができよう。

- ① 農民の年貢滞納状況が生じた場合、村内救助行為で対応する。
- ② 村内救助行為で対応できない場合に、農民の田畑を村で連帯して耕作する(村惣作)。
- ③ 滞納分は、村惣作により村として責任をもつて弁済する。

このような年貢滞納処分方式を、いま仮に、「村惣作方式」と呼ぶことにする。

三 「村惣作方式」は、年貢を村として責任を持って納入せしめる「村請制」に極めて適合的な徴税方式といえよう。「個人財産充当方式」も、農民の年貢滞納状況が生じた場合に、まずは村内の救助行為で対応するので、その限りでは「村請制」の要素を強くおびている。しかし、村内救助行為で対応し切れなくなった場合は個人財産の処分に対応し、それでおお不足があっても、もはや親類や村の弁済責任は追求しない。「村請制」の内実が大きく異なるように思われる。

「個人財産充当方式」は、一見すると、上述した明治五年(一八七二)の太政官布告第一八五号を想起させるもの

+ +

がある。近世社会は、すでにその胎内に近代の租税滞納処分方式の芽をはぐんでいたといふべきである。それとも、この「個人財産充当方式」は、年貢滞納を犯罪類似の不_二な行為と見て、年貢滞納者が本百姓としての生命を断たれることになるのもかまわず、懲罰的なかたちで弁済責任を追求する近世的な租税滞納処分の一方式と見るべきである⁽³³⁾。

近世社会に広く見られたと思われる「村惣作方式」、そして、一見すると近代的な租税滞納処分方式を連想させる「個人財産充当方式」、この両者の関連を改めて検討する必要があるのかも知れない。『問答集』に現われた法の運用を見てみると、このような問題が浮かびあがってくるように思われた。

- (1) 石井良助・服藤弘司編『三奉行問答』(問答集1)(担当服藤弘司)(創文社、一九九七年)序言一頁。
- (2) 註(1)参照。
- (3) 問答集2、担当敷利和(創文社、一九九八年)。
- (4) 問答集3、担当上藤祐重(創文社、一九九九年)。
- (5) 問答集4、担当吉田正志(創文社、二〇〇〇年)。
- (6) 問答集5、担当大平祐一(創文社、二〇〇一年)。
- (7) 京都大学日本法史研究会編『法と国制の史的考察』(信山社、一九九五年)所収。
- (8) 大石久敬著・大石信敬補訂・大石眞三郎校訂『地方凡例録』下巻(近藤出版、昭和四四年)六二、六三頁。
- (9) 滝本誠一編『日本経済大典』第二巻(明治文献、昭和四四年)一一八頁。
- (10) 後掲『史料2』参照。
- (11) 『大成有司心得』一五巻所収「御年貢諸役滞并金銀貸借売掛滞取扱御仕置」(藩法史料叢書研究会編『藩法史料叢書』1、佐野藩)(担当坂本忠久)(創文社、二〇〇〇年)四〇五頁。
- (12) 『公裁録』巻之一、御年貢諸役取立方之部所収「御年貢未進取計伺之事」(水利科学研究所監修・荒川秀俊校注『公裁録』(地人書館、昭和三八年)八六頁)。

- (13) 後掲註(20)所引史料。
- (14) 『四二留』第一二、十「諸上納金石不納之節吟味之部」(『宮城縣史』31、資料篇8、史料集2、五六頁)。
- (15) 丹波電岡(龜山)藩『議定書』坤三七「未進咎之事」(中澤巷一監修・京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』(創文社、昭和五五年)三四八頁)。
- (16) 『増補田園類説』卷之下、「取上田地之事」にも、「不納と申は未進よりも少々咎重く候に付……」(『日本經濟大典』第三卷、一一八頁)とあり、未進も不納も「咎」と認識されている。
- (17) 『地方凡例録』下巻、六三三頁。
- (18) 『日本經濟大典』第三卷、一一八頁。
- (19) 『三聽秘録』四一九号(四九二、四九三頁)。
- (20) 年貢未進の場合、当該農民の田畑を取り上げ、村惣作に申し付けることについては、『時宜指令』寛政九年六月鳥居丹波守家来より勘定留役組頭甲斐庄武助への問合わせ・回答にも、「未進不相濟候八、五十日手鎖之上、所持之田畑御取上、村役人五人組等江御預、惣作御申付、成作徳ヲ以未進之分御取立、濟切候八、右田畑御返シ被遣候方二可有之哉」御座候」(『時宜指令』一〇八号)、『時宜指令』三奉行伺附札、一三四頁)とある。なお、『三秘集』二二三号(『三秘集』公裁集、二四四、二四五頁)も同じ史料である。
- (21) 「勸農策」(上)(谷口澄夫『岡山藩政史の研究』(塙書房、昭和三九年)二七九頁)。
- (22) 中田薫「徳川時代に於ける村の人格」(中田『法制史論集』第二卷(岩波書店、昭和四五年)九六三頁)。
- (23) 伊藤孝夫、上掲論文、二二三頁。
- (24) 『日本經濟大典』第二卷、七四頁。なお、同書には、「取上げ地は、御仕置に成候もの、又は欠落、逐電、出奔のもの行衛不知は、御取上ケ地にも成候得共、村方総作に申付事也」(『日本經濟大典』第二卷、七五頁)ともある。
- (25) 伊藤・上掲論文、二三九頁。以下の叙述は本論文による。
- (26) 伊藤・上掲論文、二三九頁。なお、太政官布告二八五号については、小柳春一郎「明治初年の滞納処分における国税の自力執行権と優先権——明治五年太政官布告二八五号とその展開——」(西川洋一・新田一郎・水林彪編『罪と罰の法文化史』(東京大学出版会、一九九五年)九九、九九頁)をも参照。
- (27) 『三聽秘録』一六七号(二〇頁)。なお、()の中には、東京大学法学部法制史資料室所蔵『三聽秘録』(残欠本)により補った。

+

- (28) 『地方凡例録』卷之六下に、「外の罪科にて取上たる田畑と違ひ、未進八勿論、不納にても、田畑を払には致さざることなり」(『地方凡例録』下巻、六三三頁)とある。なお、後掲『史料3』の町奉行回答にも「田畑売払之儀者、容易ニ可被御申付候筋二無之候」とある。
- (29) 『三奉行問答』一四一〇号(九〇二頁)。
- (30) 『同上』一四一一号(九〇三頁)。
- (31) 旧東京帝国大学史談会編・三好一光校注『旧事諮問録』(青蛙書房、昭和三十九年第三版)二七七、二七八頁。
- (32) 伊藤・上掲論文、二三三頁。
- (33) こうした奇烈な方式が江戸時代の初期から行われていたことは、すでに工藤祐董、吉田正志、伊藤孝夫氏らが指摘されている。吉田正志氏によれば、仙台藩では、年貢諸役未進の場合、藩による強制的な人身、田畑、家財等の売却処分(「欠所」、「欠所沽却」)がなされており、「年貢諸役未進は『欠所』あるいは『欠所沽却』に処せらるべき犯罪であるとの觀念が、藩役人、百姓双方に根強く存在した」といわれる(吉田正志「仙台藩の『沽却』について」——身代限ならびに分散との関連で——」(『法学』五四巻五号、平成二年、一一九頁)。八戸藩でも年貢未進等による人身(家族・召使)、田畑、家屋敷、家財の収公(「關所」、「家内關所」)が行われていた。同藩寛延三年(一七五〇)令下、「關所の儀は其者科に依て被仰付候事に候へ共……」とあることから、工藤祐董氏は、「關所は、藩当局から見て限度を越えた不屈な未進行為に対する刑罰であると思なしていたと考えられる」(「年貢未進は正に『科』にあたるであらう」と指摘されている(工藤「年貢未進百姓の關所について——八戸藩『家内關所』事例をめぐって——」(『八戸地域史』第九号、一九八六年、四二、四三頁、五九頁)。なお、工藤「八戸藩の農民統制(下)」(弘前大学「国史研究」八三号、昭和六二年、四〇頁)をも参照)。幕府法については、伊藤・上掲論文、二二八頁参照。

+

付記

本研究は、平成二二年度、二三年度文部省科学費補助金(基盤研究(C)、研究課題名「近世日本における伺・指令型の司法と行政」)による研究成果の一部である。